

幼保連携型認定こども園の認可に関する 合議体の設置について

平成26年5月14日

幼保連携型認定こども園の認可に関する合議体の設置について

背景:子ども・子育て支援新制度においては、以下の施設・事業等を認可しようとするときは、これまでの認可基準の審査に加え、児童福祉審議会等の意見聴取を義務付け。

○保育所・地域型保育事業

・「児童福祉審議会」での審議とされており、松山市においては、「児童福祉専門分科会」が該当

根 拠 法 令	認 可 に 係 る 基 準
児童福祉法第35条第6項 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、 <u>児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。</u>	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
児童福祉法第34条の15第4項 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、 <u>児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。</u>	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

○幼保連携型認定こども園

- ・意見聴取について、審議先が特定されているものではないが、設置等の認可にあたり、その適正性、公平性、専門性などを確保する観点からの義務付け。
- ・これらは、上記保育所・家庭的保育事業等において、意見を聴取する趣旨と同等と考えられ、子ども・子育て支援新制度における認可に関するものは、同一の機関で一体的に審議することが望ましいと考える。

根 拠	認 可 に 係 る 基 準
認定こども園法第17条第3項 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、 <u>第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</u>	松山市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

幼保連携型認定こども園の認可に関する合議体の設置について

「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や教育・保育の質的改善、保育の量的拡大等を目指し、制度への多様な主体の参入も促進していることから、それらの認可等にあたり専門性の高い審議とするため、松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下に平成26年10月までに「審査部会」を設置。

松山市社会福祉審議会
委員長・副委員長

各種専門分科会

民生委員審査
専門分科会
会長・副会長

身体障害者福祉
専門分科会
会長・副会長

児童福祉
専門分科会
会長・副会長

地域福祉
専門分科会
会長・副会長

高齢者福祉
専門分科会
会長・副会長

身体障害者専門分科会
審査部会
部会長・副部会長

児童福祉専門分科会
審査部会
部会長・副部会長

※審査部会の委員については、臨時委員として教育・保育分野の学識経験者及び安定した事業継続の判断ができるよう、財務知識を有する者などから選定予定。